

モビリティデータ活用モデル構築事業業務委託
企画提案コンペに関する質問及び回答

	質問項目	回答
1	<p>① 01_企画提案コンペ参加仕様書 「7 最優秀提案を選定するための評価基準」の配点よりもさらに詳細な配点を開示していただくことは可能か。</p>	<p>「さらに詳細な配点」は存在しません。</p>
2	<p>② 01_企画提案コンペ参加仕様書 「4 参加条件」より参加資格確認申請書提出期限までに三重県の入札資格を取得していなくても、入札への参加は可能であると認識しているが、認識に誤りはないか。</p>	<p>「三重県建設工事等入札参加資格者名簿登録者」及び「三重県電子調達システム（物件等）利用登録者」であることは、今回のコンペ参加の必須要件ではありません。どちらも未登録なままで入札への参加が可能です。</p>
3	<p>③ 質問②の認識に誤りがない場合、共同事業体として入札する際に共同事業体の代表者は三重県の入札資格の取得が必要であると認識しているが、共同事業体の構成団体（委任者）も三重県の入札資格を取得する必要があるか。</p>	<p>共同事業体の代表者及び構成団体（委任者）とも「三重県建設工事等入札参加資格者名簿登録者」及び「三重県電子調達システム（物件等）利用登録者」であることを必須要件とはしていません。</p>
4	<p>④ 共同事業体として入札する場合、第1号様式：企画提案コンペ参加資格確認申請書より共同事業体の代表者は登記簿謄本の提出が必要であることを認識しているが、共同事業体の構成団体（委任者）は登記簿謄本の提出が必要があるか。</p>	<p>共同事業体の代表者及び構成団体（委任者）とも登記簿謄本の提出が必要です。</p>
5	<p>企画提案コンペ参加仕様書 p. 4 6 企画提案コンペの実施方法 (5) プレゼンテーション（ヒアリング）審査の実施 ・プレゼンテーション審査について、1団体あたりの時間はどの程度を想定されているか。</p>	<p>1 団体あたり 30 分程度を予定しています。 (提案説明と質疑応答を各 15 分程度)</p>

	質問項目	回答
6	<p>業務委託仕様書 p.2</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(4) - ①データの取得</p> <p>・『事業者が保有していない場合は、受注者において、実地調査等の方法により計測・集計等を行い』とありますが、現時点でデータが存在せず実地調査が必要と見込まれる対象（交通モードや事業者数など）の想定はあるか。</p>	<p>業務委託仕様書 5（3）に記載のとおり、取得するデータは受託後に県と調整の上、決定することから、現時点での想定はありません。</p>
7	<p>業務委託仕様書 p.2</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(5) - ①データを用いた施策検討の支援</p> <p>・施策検討のための『県及び実施市町、交通事業者等による協議の場』について、現時点で想定される開催回数の目安はあるか。</p>	<p>3回程度を想定していますが、受託後の協議により決定します。</p>
8	<p>業務委託仕様書 p.2</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(6) - ①中間報告</p> <p>・令和8年11月開催予定の研究会に向けた中間報告時点において、仕様書に掲げられているデータの収集・分析・可視化は、完了している必要があるか。</p>	<p>完了している必要はありません。その時点までの成果と、業務終了までの作業内容等を報告内容としてまとめる想定です。</p>
9	<p>業務委託仕様書 p.2</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(4) - ①データの取得、②アンケート調査</p> <p>・データの取得・アンケート調査に関して、事業目的達成のために発注者側から提供ができないデータの追加取得・調査実施にかかる費用は本見積内か。それともデータの詳細を調整後、必要と判断した追加のデータ取得費・調査実施費は別途請求可能か。</p>	<p>業務の履行に必要なデータの取得費用等は本事業の委託料に含まれます。</p>

	質問項目	回答
10	<p>業務委託仕様書 p.2</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(3) - 分析に必要なデータの特定</p> <p>・対象データとして挙げられている(ア)～(コ)は、自治体あるいは交通事業者等による提供が可能なデータと想定して問題ないか。もし、人流データなど本業務内で調達が必要な有償データがある場合、そのデータの対象期間の指定・目安はあるか。</p>	<p>(ア)～(コ)は本業務を行うにあたり必要と思われるデータの想定であり、提供の可否については未確認です。</p> <p>記載のとおり、対象期間を含む詳細は、受託後に県と調整の上、決定します。</p>
11	<p>企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、</p> <p>(3) 提出を求める企画提案資料の内容</p> <p>①「①企画提案書(任意様式)9部(正本1部、写し8部)」に枚数制限はありますでしょうか。</p> <p>②また、企画提案書はA4判の横向きで提出しても差し支えないでしょうか。用紙の向きについての指定がございましたらご教示ください。</p>	<p>①企画提案書の枚数制限はありません。</p> <p>②用紙の向きの指定はありませんので、A4判の横向きで差し支えありません。</p>
12	<p>企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、</p> <p>(3) 提出を求める企画提案資料の内容</p> <p>「①企画提案書(任意様式)9部(正本1部、写し8部)」について、社名の記載可否について明記されておりませんが、企画提案書(任意様式)内に社名を記載しても差し支えないでしょうか。また、社名の記載可否は、提出する9部(正本1部、写し8部)とも同一の取扱いとなる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>企画提案書内に社名を記載していただいて差し支えありません。ご提出いただく9部とも同一の扱いとなります。</p>
13	<p>企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、</p> <p>(3) 提出を求める企画提案資料の内容、</p> <p>①企画提案書(任意様式)9部(正本1部、写し8部) 及び ④参考資料9部(正本1部、写し8部)</p>	<p>①左記I・IIで問題ありません。</p> <p>②提出していただく9部とも社名の記載に墨消し対応は不要となります。</p>

	質問項目	回答
	<p>①「④参考資料 9 部（正本 1 部、写し 8 部）その他、企画提案に関する有効な資料」とは、下記 I・II との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>I：「①企画提案書 エ 業務の実施体制」に実務責任者や担当者等の資格を記載した場合の資格を証する資料</p> <p>II：「①企画提案書 オ 過去実績」で記載した類似業務の実績を証する資料</p> <p>② I・II を指す場合、提出する 9 部（正本 1 部、写し 8 部）ともに社名の記載に墨消し対応は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③ I・II を指さない場合、「①企画提案書 エ 業務の実施体制」に実務責任者や担当者等の資格を記載した場合の資格を証する資料、「①企画提案書 オ 過去実績」で記載した類似業務の実績を証する資料は提出不要との認識でよろしいでしょうか。また、具体的な参考資料の例をご教示いただけますでしょうか。</p>	
14	<p>（質問項目 4）</p> <p>企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、（5）プレゼンテーション（ヒアリング）審査の実施</p> <p>①プレゼンテーションへの参加人数の制限はありますでしょうか。</p> <p>②「スライド映写は使用できないものとする」と記載がございますが、審査員には「紙の提案書が配布されている」との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、紙の提案書が配布される場合、「カラーで配布される」との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①プレゼンテーションへの参加人数は 3 名以内とする予定です。</p> <p>②いずれもお見込みのとおりです。</p>

	質問項目	回答
15	<p>(質問項目5)</p> <p>第1号様式 企画提案コンペ参加資格確認申請書</p> <p>共同事業体として参加する場合、第1号様式に記載するのは、代表者の情報のみとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>若しくは、第4号様式(共同事業体協定書兼委任状)に記載する構成団体すべてについて、それぞれ第1号様式を提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>共同事業体で参加する場合、第1号様式は共同事業体名で記載のうえ提出していただく必要があります。添付していただく第4号様式の内容と一致するよう、第1号様式の住所や代表者情報等については、共同事業体を構成する団体のうち、代表となる団体の情報を記載してください。</p>
16	<p>(質問項目6)</p> <p>第2号様式 委任状 及び 第4号様式 共同事業体協定書兼委任状</p> <p>①共同事業体として参加する場合、代表者が本店の代表者以外の者(支店又は営業所等)で申請を行う場合で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム(物件等)利用登録者であるものについては、第2号様式の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②若しくは、第4号様式に記載する構成団体のうち、本店の代表者以外の者(支店又は営業所等)が申請を行う場合で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム(物件等)利用者登録者でないものについては、第2号様式の提出が必要になりますでしょうか。</p>	<p>①共同事業体として参加する場合、代表者が本店の代表者以外の者で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム(物件等)利用登録者であるものについては、第2号様式の提出は不要です。</p> <p>②共同事業体の構成団体のうち、本店の代表者以外の者が申請等を行う団体で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム(物件等)利用者登録者でない場合については、第2号様式の提出が必要になります。</p>
17	<p>(質問事項7)</p> <p>第4号様式 共同事業体協定書兼委任状 企画提案コンペ参加仕様書 6 企画提案コンペの実施方法 (3) 提出を求める企画提案資料の内容に「⑤共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)」、 第1号様式(企画提案コンペ参加資格確認申請書) 3. 添付書類に「共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合はその委任状(第4号様式)」との記載がご</p>	<p>①共同事業体で参加する場合、当該共同事業体における委任・受任関係を明確にする必要があるため、第4号様式については省略不可です。</p> <p>②③同一のものとなるため、企画提案資料で提出する際は、参加申込み時の写しで差し支えありません。</p>

	質問項目	回答
	<p>ございます。下記①～③について、ご教示ください。</p> <p>①第1号様式 企画提案コンペ参加資格確認申請書 3. 添付書類に「※なお、4. 特記事項（1）又は（2）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は添付書類の提出を省略できるものとします。」との記載がございますが、【代表者】と【構成団体】のそれぞれが“上記の省略できるもの”に該当する場合、参加申込時に第4号様式の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>② ①で参加申込時に第4号様式の提出が必要な場合、参加申込時と企画提案資料提出時に提出する「第4号様式」は、同一のものを提出するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③第4号様式の提出は写しを提出する認識でよろしいでしょうか。</p>	
18	<p>●企画提案コンペ参加仕様書 6 企画提案コンペの実施方法 （3）提出を求める企画提案資料の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書のページ数制限はございますか。 ・企画提案書の縦横指定はございますか。 	<p>企画提案書のページ数制限はありません。 用紙の向きの指定はありません。</p>
19	<p>●企画提案コンペ参加仕様書 6 企画提案コンペの実施方法 （5）プレゼンテーション（ヒアリング） 審査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション（ヒアリング）について発表時間や質疑応答時間などの概ねの時間配分は決まっておりますか？ 	<p>1 団体あたり 30 分程度を予定しています。 （提案説明と質疑応答を各 15 分程度）</p>

	質問項目	回答
20	<p>●委託仕様書</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(4)データの収集・分析 ①データの取得・本業務で取得するデータが有償となる場合(例:人流データ等)のデータ取得費は契約額の範囲内となりますか?</p>	<p>業務の履行に必要なデータの取得費用等は本事業の委託料に含まれます。</p>
21	<p>●委託仕様書</p> <p>5 委託業務内容</p> <p>(4)データの収集・分析 ②アンケート調査</p> <p>過去に実施された住民移動ニーズを把握するアンケート調査等の資料について、企画提案書作成段階で閲覧は可能ですか?</p>	<p>過去に実施されたアンケート等については調査対象として想定している資料であり、企画提案書作成段階での閲覧はできません。</p>
22	<p>企画提案コンペ参加資格確認申請書/3. 添付資料</p> <p>○「登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合。商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの。写し可。)」に關しまして、登記事項証明書における履歴事項全部証明書の提出で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>法人の場合、商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されている履歴事項全部証明書を提出していただければ、差し支えありません。</p>
23	<p>企画提案コンペ参加資格確認申請書/3. 添付資料</p> <p>○「企画提案コンペに關し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第2号様式)」に關しまして、貴県においてすでに支店名で入札参加資格が登録されている場合、改めての委任状の作成は不要という認識ですが宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
24	<p>業務委託仕様書/(3)</p> <p>○「分析に必要なデータの特定」(ア)~(コ)のデータについて、過年度の県の分析データ等を提供いただけますでしょうか。また、その場合のデータ形式はどのように想定していますでしょうか。</p>	<p>(ア)~(コ)は本業務を行うにあたり必要と思われるデータの想定であり、受託後に県と調整の上、決定します。県では過年度のデータは保有しておらず、実施市町や交通事業者による提供の可否については未確認です。なお、データ提供は極力、加工できる形式を想定しています。</p>

	質問項目	回答
25	<p>業務委託仕様書／（４）①</p> <p>○「事業目的達成のために必要となるデータの詳細を事業者と調整し、データを取得する。」「実地調査等の方法により計測・集計等を行い、必要なデータを取得する」とあります。事業者調整しても提供いただけない場合があると思いますが、その場合は委託者から働きかけていただくことはできますでしょうか。またそれでも取得できない場合は、どのように扱えばよいでしょうか。</p> <p>○データの中には、事業者から取得するものが多いですが、一般販売されているデータもあります。それは委託費の中から支払うということでしょうか。</p>	<p>事業者への働きかけについては、県も必要に応じて実施します。取得できない場合の対応は協議により決定します。</p> <p>データ取得にかかる費用は委託料に含むものとしています。</p>
26	<p>業務委託仕様書／（４）②</p> <p>○「必要に応じて追加で住民に対するアンケート調査等を実施すること」とありますが、対象となる住民の宛名データは提供いただけますでしょうか。</p>	<p>アンケートの実施方法については受託後、協議により決定します。</p>